

気をつけよう！見守ろう！ ふくいの消費生活



2018年10月号

－サクラサイト商法に注意！－

知らない人からの「資産を譲ります。」「会いたい。」などの魅力的な誘いのメールには要注意。悪質なサイトに誘導されて、高額なお金を支払わされるケースがあります。

【相談事例】

突然、知らない人から「1,000万円を支援します。」というメールが届いた。「申込みをしたい人はこちらへ」とあったので興味本位で次の画面へ進み、「資産受取希望ボタン」をクリックしたところ、出会い系サイトに登録された。



1,000万円の支援？
どういうことかな？



資産家になりましたサクラ

その後、「天涯孤独で家族もいないので、必要な方に資産を譲りたい。」という内容のメールが届いた。半信半疑だったが相手に返信し、何度かサイト上でやり取りをするうちに、相手を信用できると思うようになり、資産振込用の口座番号も教えた。

しばらくすると、「高額な金額の受取りなので、様々な手続きがある。」と言われ、送金費用などの名目で2千円、2万円、1万円などと支払っていった。

結局、相手とも連絡がとれなくなり騙されたことに気がついた。



騙された！！

*「サクラサイト商法」とは？

サクラサイト商法とは、サイト業者に雇われた“サクラ”が資産家・芸能人・異性・弁護士・占い師などになりすまし、利用者の「収入を増やしたい」、「異性や有名人と知り合いたい」などの心の隙をついてサイトに誘導し、様々な口実で支払いを要求したり有料サービスを利用させたりして、繰り返し支払いをさせる手口のことです。

[相談事例]

SNSで知らない女性から友達申請があり、趣味が同じで話が合うと思ったので承認した。その後、女性から「今使っているスマートフォンが古くて、やり取りがしづらい。」と、別のサイトを紹介された。そのサイトの登録料として3千円が必要だったが、その女性のことが気に入り今後もやり取りを続けたいと思ったので、お金を振り込み、登録した。



サイト登録に
3千円か・・・
仕方ないかな。



女性になりすましたサクラ

その後、連絡先交換に2万円の支払いを求められ、さらにお金を振り込んだ。



えっ、
連絡先交換に
2万円！



女性になりすましたサクラ

この後も様々な理由で支払いを求められたのでやめようとしたが、「あなたが支払った分の費用は必ず私が支払うから信じて」と返信され、やり取りを続けた。結局、累計30万円も振り込んだが、いまだに電話番号やIDの交換ができない。返金してほしい。



騙された！！
30万円返して
ほしい。

サクラサイト内でメールのやり取りをやめようとする、と、「あなたが負担した金額を後から支払うから続けて」、「私を信じてほしい」、「これまで私が支払ったお金が無駄になる。裁判で訴える」などと、やめさせないようにします。

サクラサイトの手口

サクラサイトに誘導

メールアドレスに直接届く広告メール、SNSへのメッセージの書き込み、内職・副業に関するサイトや懸賞・占いのサイトに登録した後に届くメールなどから誘導します。

こんなメールや広告には注意！

- 会いたいというメール
- お金を受け取ってほしいというメール
- 相談に乗ってくれたら報酬を支払うというメール
- 芸能人や芸能事務所のマネージャーをかたるメール
- 「悩みを聞けば収入を得られます。」という広告メール



メールのメッセージには、URLやリンクボタンなどが付いていて、クリックするとサクラサイトにつながります。サクラサイトには、クリックしただけで自動的に登録されてしまう場合があります。



サクラサイトに登録後

サクラやサイト運営業者からメールが届きます。

「(メールが一部だけ読める状態で) 残りを読むには**有料ポイントの購入が必要**」、「さらに情報を得るためには**サイトのランクアップ費用が必要**」、「**文字化け解除料が必要**」「**お金を受け取るための手続き手数料が必要**」など様々な口実で有料ポイントの購入や支払いを要求してきます。

アドバイス

- サイト利用のきっかけとなる心当たりのないメールには絶対に返信しないようにしましょう。特に、通常考えられないようなうまい話や、相手が実在するかどうか確認できない場合は、注意が必要です。
- 知らないうちにサクラサイトに登録される場合があるので、知らない人からのメールに記載されたURLなどを興味本位でクリックしないようにしましょう。
- サイト業者に個人情報を伝えてトラブルに発展した事例もみられますので、安易に詳細な個人情報を伝えることは控えましょう。
- もっともらしい理由でポイント購入などを要求された場合でも、慎重に判断しましょう。安易に振り込みをしたり、電子マネーで支払うことはやめましょう。

「くらしの講座」

参加費・無料

定員：各回50名(先着順)

日時・対象	講座内容・講師	開催場所	問合せ・申込先
10月20日(土) 13:30~15:00	その話、信じていいの？くらしに忍び込むニセ科学！ 大阪大学サイバーメディアセンター 教授 菊池 誠 氏	ユー・アイふくい 3階映像ホール	公益社団法人 ふくい・くらしの研究所 〒910-0842 福井市開発5丁目1603番地 TEL：0776-52-0626 URL http://www.kuranavi.jp/ (申込方法) お電話、またはホームページ よりお申込みください。 開催日前日まで受付ます。
10月26日(金) 13:30~15:00	かしこい商品選択を身につけよう！ 私たちが安くて良い商品を買えるワケ 公正取引委員会 近畿事務所 取引課	わかさ国府の郷 四季菜館 会議室	
10月27日(土) 13:30~15:00		ユー・アイふくい 学習室101・102	
10月31日(水) 13:30~15:00	今だから知りたい！ネットリテラシー ~賢く安全に使うための知恵~ 一般社団法人ECネットワーク 理事 原田 由里 氏	AOSSA 6階 601C	
1月25日(金) 13:30~15:00	大丈夫ですか？食品や健康食品とお薬の飲み合わせ 一般社団法人日本食品安全協会 副理事長 平野 和行 氏	敦賀プラザ萬象 第1会議室	
1月26日(土) 13:30~15:00		AOSSA 6階 601C	

「くらしの講座」は、福井県が公益社団法人ふくい・くらしの研究所に委託して実施しています。

●消費生活トラブルに関する 専門家による相談会

無料

要予約

10・11月の開設日

開設時間14:00~16:00

分野	10 月		11 月	
福井弁護士会（法律）	2日(火)	県消費生活センター	1日(木)	県嶺南消費生活センター
	4日(木)	県嶺南消費生活センター	6日(火)	県消費生活センター
	17日(水)	越前市消費者センター (☎0778-22-3773)	21日(水)	県消費生活センター
福井県建築士会	15日(月)	県消費生活センター	—	—

※先に申込みをした方が優先になります。相談を希望される方は、県(嶺南)消費生活センターまでご連絡ください。

10月17日(水)の申込受付は、開催場所の市でもできます。

また、会場が変更になる場合がありますので、あらかじめご確認ください。

消費生活のご相談は・・・

福井県消費生活センター

〒910-0858 福井市手寄1丁目4-1 (AOSSA 7階)

☎ : 0776-22-1102

FAX : 0776-22-8190

福井県嶺南消費生活センター

〒917-0069 小浜市小浜白鬚112(つばき回廊業務棟3階)

☎ : 0770-52-7830

FAX : 0770-52-7831 (第3日曜日は休館)

受付時間9:00~17:00(平日、土日)(祝日・年末年始は休館)



ホームページ

福井県

消費生活

検索

<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/shohic/index.html>



フェイスブック

<https://www.facebook.com/pref.fukui.cac/>

※ 市消費者センター、町相談コーナーでも受け付けています。

☆「消費者ホットライン」188

最寄りの消費生活相談窓口につながります。音声ガイダンスが流れますが、どのように操作すれば良いのか分からない場合はそのままお待ちください。最寄りの都道府県の消費生活センターなどにつながります。

福井しあわせ元気国体2018
福井しあわせ元気大会2018

第73回 国民体育大会 / 第18回 全国障害者スポーツ大会 織りなそう カと技と美しさ



発行

福井県安全環境部県民安全課

〒910-8580 福井市大手 3-17-1

☎0776-20-0287

FAX0776-20-0633